

イーレックス株式会社

FSC® PEFC GGL認証要件に対する方針／経営コミットメント

1. 経営陣の方針・コミットメント

イーレックス株式会社は、信頼できる認証基準において認証され、合法的で適切に管理された供給元から製品およびサービスを調達することを約束する。組織は、適用されるすべてのCOC規格の要求事項を遵守し、実施するものとする。この宣言により、上位経営層は、以下の規格および関連する規範文書のすべての要求事項が満たされることを保証する。

- ・ FSC® Chain of Custody認証基準
- ・ PEFC Chain of Custody認証
- ・ グリーンゴールドラベル認証基準（GGL）
- ・ GGLS1 Chain of Custody基準
- ・ GGLS4 Transaction Certificate

要望があれば、この宣言の複製を第三者に提供する。

2. 環境責任

バイオマスの責任ある調達に関して、経済産業省の要求事項に沿い、国際的な基準で認証された製品を調達することを約束する。

3. 社会的責任

私たちは、以下のような物議を醸すような商習慣に関与したり、その恩恵を受けたりしないよう努める。

- ・ 拘束労働、強制囚人労働、奴隷、隷属、人身売買を含むあらゆる形態の強制労働
- ・ 児童労働。雇用の最低年齢は、義務教育終了年齢を下回らず、いかなる場合も15歳を下回ってはならない。
- ・ 人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治的思考、社会的地位、財産、出生、所属組織、性的指向、健康状態、家族責任、年齢、障害またはその他の特性に基づく差別
- ・ 結社の自由と団体交渉の権利の制限
- ・ 火災、騒音、事故、有害物質によるリスクを含むが、これらに限定されない、危険または不健全な労働環境。サプライチェーンにおいて、適切な安全衛生方針と手順は確立され、企業はそれらに従わなければならない。

・あらゆる形態の賄賂および汚職

私たちは、これらの問題のいずれかが組織またはサプライヤーに関連していることを認識した場合、その状況を軽減するために適切な措置を講じることを約束する。組織は、PEFC Chain of Custodyの対象外である森林・樹木を原料とする材料・製品が違法な供給源（論争を起こす供給源、3.7a）に由来することを認識しているか、それを裏付ける懸念がある場合、COC基準の付録1に従って、懸念が解決されるまで市場に出さないことを保証しなければならない。

4. 健康・安全

私たちは、必要なすべての安全衛生対策が講じられていることを約束する。私たちはこれらの措置を通じて、スタッフが活動するための安全で健康的な環境を提供する。

5. 品質管理

私たちは、すべてのスタッフが、GGLマニュアルで示された責任を遂行するための訓練を受け、能力を有することを保証する。年次内部監査の実施を含む、基準および認証要件を支援するために、必要なすべてのリソースを利用できるようにする。年次監査は経営陣によって再検討され、事後調査を行う。

6. 合法性

私たちは、原産国で適用される法令を遵守して生産、加工、取引された原料のみを調達することを約束する。また、日本で電気や熱を生産するためにバイオマスを使用することに関して、日本の関係当局が定めた法律や規制を参照する。

署名： 

日付： 2025年 7 月 7 日

イーレックス株式会社

代表取締役社長 本名 均